

第1回質問回答(参加資格に関する質問の回答)

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	11	審査会の設置	審査員については非公表とのことですので、事業内容等を照会した相手が偶々審査員だったという可能性があります。 審査員（職位・肩書まで）を公表頂く、もしくは「応募参加資格を失う」という条件を変更頂く（「応募参加資格を失う可能性がある」という表現に変更）等のご配慮をお願いいたします。	優先交渉権者選定基準に記載のとおり、市職員から構成される審査会となります。 したがって、募集要項に変更はありません。
2	募集要項	13	業務実施企業に求める要件	「応募企業又は応募グループの構成企業のうちの一号は、次の資格要件を満たすこと。」とされており、例えば、管路改築業務を行う者については、「建設業法第3条第1項に基づく土木一式工事の特定建設業許可を有し、監理技術者を配置できる者であること。」と規定されています。本事業において、SPC形態の企業グループで応募をする場合、本要件は企業に求める要件と解しており、個人を特定せず、各業務を担当する企業において、求められている資格を有する社員を保有していることを明示することで、本要件を満たすと考えておりますがその認識で良いでしょうか。具体的には、様式3－3において、各業務を実施する企業名称は記入した上で、配置予定技術者については、空欄とする代わりに、当該企業が有資格者の保有実態を示す書類を提出することで良いでしょうか。	配置予定技術者については、参加資格確認申請時に記入が必要です。ただし、将来的な異動等による変更は可能とします。
3	募集要項	13	業務実施企業に求める要件	持ち株会社である親会社が構成企業となる場合において、完全子会社であるグループ内企業が構成企業とならずに業務実施企業として登録することは可能でしょうか？兵庫県においては、グループ内企業同士でJVを構成することが禁じられている（兵庫県の特別企業体に関する取り扱い要綱）など、親子関係がある企業がともに構成企業となることは制度上も企業統治の観点からも望ましくないと考えられます。	可能です。再委託先に、完全子会社であるグループ企業が業務実施企業となることは問題ありません。
4	募集要項	13	業務実施企業に求める要件	応募者の参加資格要件にある業務の資格者は、要求水準書（別紙集）にある業務責任者と同じの者でも別の者でも可能でしょうか。	いずれも問題ありません。
5	募集要項	別紙4－2	提出書類一覧	国税、都道府県税、市税の納税証明について、「様式集」の「様式3－2－2」と記載が異なるのですが、どちらが正でしょうか。	様式集（様式3－2－2）が正しいため、募集要項を修正します。
6	募集要項	別紙4－2	定款の提出	定款については、写しの提出でよろしいでしょうか。押印による原本証明が必要でしょうか。	写しの提出で問題ありませんが、押印による原本証明がなされたものでご提出ください。
7	募集要項	別紙4－2	印鑑証明書	参画企業の押印が、貴市への入札参加申請の際に提出した使用印となる場合、今回提出する印鑑証明書とは印影が異なりますが問題ないでしょうか。	問題ありません。使用印鑑届にて指定した印鑑を使用してください。 なお、参加表明時点で、市の入札参加資格の登録をしていないものは、印鑑証明書の印鑑を使用してください。
8	要求水準書	34	実施体制	統括管理者は代表企業から選任することとありますが、代表企業が100%の株式を保有する完全子会社の人材をもって充てる（①完全子会社から代表企業への出向ののちSPCへの出向 ②完全子会社と代表企業を兼務してSPCへ出向 ③完全子会社からSPCへ出向）ことを認めていただけませんか？完全子会社の従業員ですので代表企業の指揮命令下に属します。また、専門的な知見を有し、本事業に適した人材をグループ全体の中から選定することが可能となります。	募集要項等を満たす提案においては、問題ありません。
9	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各業務責任者について、構成企業内の人事異動等を理由として、事業期間内の交代は可能と理解しておりますがよろしいでしょうか。	構成企業内の人事異動等に伴う業務責任者の交代は、事業期間内においても認めます。ただし、交代後も要求される要件を満たすことが前提です。
10	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各業務責任者について、「専任は求めない」とのことですが、他の工事契約案件等の配置技術者との兼任も可と解釈してよろしいでしょうか。 また、弊社はSPCによる実施を前提としているため、事業契約締結後の管路改築業務の実施に当たっては、構成企業が直接的に工事を実施するのではなく、当該要件を満たす事業者及び技術者を適時適切に選定し、業務を実施する予定です。このため、改築工事実施時に必要となる、「管路改築業務の責任者」の常時の配置は不要とすることはできないでしょうか。	要求水準書のとおり、専任は求めておらず、他の工事契約案件等の配置技術者との兼任も可能です。管路改築業務の責任者については、事業遂行上必要なタイミングで適切に配置されることが前提であり、常時の物理的な常駐までは必ずしも求めません。具体的配置方法は、事業者提案と市との協議により決定します。
11	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	兼務の制限として3項目が記載されていますが、例えば以下のようなケースが制限に抵触するのかが分かりかねます。制限を満たす限りにおいて、3つ以上の業務を兼務する体制は許容されるという理解でよろしいですか。 例1）統括管理者が「維持管理業務」と「管路修繕・改築業務」の責任者を兼務する。（統括管理者が3つ以上兼務する） 例2）「維持管理業務」の責任者が「計画・設計業務」と「問題解決業務」の責任者を兼務する。	各業務責任者の兼務については、要求水準書に記載の制限を満たす範囲であれば、3業務以上の兼務も可能です。ご提示の例につきましても、制限条項に抵触しない限り許容されます。
12	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	「問題解決業務」の責任者が「住民対応業務」の責任者を兼ねることは可能という理解でよろしいでしょうか。	「問題解決業務」の責任者が「住民対応業務」の責任者を兼ねることは可能です。
13	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各責任者の要件として、「常勤の自社社員であり、・・・（中略）・・・引き続き3か月以上の雇用関係を有していなければならない」とありますが、グループ会社での雇用実績が一定期間あり、グループ会社から出向（兼務）している社員（3か月以上の雇用実績を有する）も認めていただけますでしょうか。	グループ会社（会社法に定める親会社及び子会社並びに同一の親会社を有する会社をいう。）での一定期間の雇用実績があり、出向（兼務）により本事業に従事する社員であっても、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合は、業務責任者の要件を満たすものとして認めます。
14	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各業務責任者について専任は求めないと記載されていますが、他工事（業務）との兼任も可能と判断してもいいでしょうか。また、SPCの場合に発注先の企業が技術者（主任技術者・監理技術者等）を配置する事で考えていますが、業務責任者の常時配置は不要としていただきたい。	No.10を参照してください。
15	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各業務責任者は事業期間内において変更は可能でしょうか	No.9を参照してください。
16	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各業務責任者の兼務について「維持管理業務」、「計画・設計業務」、「管路修繕・改築業務」のうち2つまで兼務可能と記載されていますが、「問題解決業務」と「住民対応業務」の業務責任者は統括管理者に前記の3業務の各業務責任者と兼務可能と合わせて、最大4業務まで兼務可能と解釈してもよろしいでしょうか。	各業務責任者の兼務については、要求水準書別紙4に記載のとおり、 ・「維持管理業務」「計画・設計業務」「管路修繕・改築業務」の各責任者は、この3業務のうち2業務まで兼務可能 ・「問題解決業務」「住民対応業務」の責任者は、統括管理者または上記3業務のいずれかの業務責任者が兼務可能 という整理です。したがって、ご質問のとおり、統括管理者または特定の業務責任者が「維持管理」「計画・設計」「管路修繕・改築」「問題解決」「住民対応」のうち最大4業務まで兼務する体制となる場合も、別紙4に定める制限に抵触しない範囲であれば許容されます。
17	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各業務責任者について、事業期間中の交代は認めて頂けますでしょうか。	構成企業内の人事異動等に伴う業務責任者の交代は、事業期間内においても認めます。ただし、交代後も要求される要件を満たすことが前提です。
18	要求水準書 （別紙集）	38	実施体制	各業務責任者について、「専任は求めない」とされておりますが、他の工事契約案件等における配置技術者との兼任も可能と解釈してよろしいでしょうか。 また、弊社はSPCによる実施を前提としており、事業契約締結後の管路改築業務は、構成企業が直接施工するのではなく、所要の要件を満たす事業者及び技術者を適時適切に選定して実施する予定です。このため、改築工事の実施時に求められる「管路改築業務の責任者」につきましては、常時の配置を不要として頂くことはできないでしょうか。	各業務責任者について「専任は求めない」としているのは、他の工事・業務との兼任を認める趣旨であり、要求水準書別紙4に示す兼務制限（統括管理者と各責任者間の兼務関係等）を満たす範囲であれば、他の工事契約案件等における配置技術者との兼任も可能です。また、「管路修繕・改築業務の責任者」について、常時の現場配置までは求めておらず、必要なときに当該責任者が指揮監督・技術判断を行える体制が確保されていれば足りるものと考えています。ただし、主任技術者・監理技術者等、関係法令上「現場常駐」が求められる技術者については、法令で定めるとおり現場への配置が必要です。
19	基本協定書 (案)_SPC_Ver.	2	SPCの本店所在地	本協定締結後速やかに設立するSPCの所在地について、宝塚市内に事務所を確保するまでの間は宝塚市役所の所在地等で一旦登記させて頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
20	基本協定書 (案)_SPC_Ver.	2	SPC_会計監査人の設置義務	SPCを資本金1億円未満の中小企業として設立し、提案書において会計監査人の設置を提案しない場合は、設置は義務ではなく任意という建付けにしてください。 会計監査人を設置する場合、監査法人による外部監査が必要となり、監査費用の増加が提案上限額を圧迫することに加えて、監査対応に係る社内業務（資料作成・説明対応等）の負担も相応に発生します。本事業はWPPP3.5であることを踏まえると、ここまでのガバナンス体制は必須ではないと考えます。	（4）に注記として【取締役会、監査役及び会計監査人を設置する提案の場合】 としていますので、設置については任意となります。
21	様式集 (Word)	0	プロポーザル参加表明書 兼 参加資格確認申請書（グループで応募する場合）	「担当者連絡先は代表企業の担当者とする。」とありますが、実務を担当する代表企業の完全子会社の職員を担当者として選定することをお認めいただけませんか？業務内容に精通する人材をもって貴市との窓口担当者として充てたいと考えるためです。同様に、様式3－2－3、様式3－7についても同様に、代表企業の完全子会社の担当者としていただけませんか。	問題ありません。
22	様式集 (Word)	0	参加資格確認申請時提出書類一覧	募集要項と異なるものがありますが、こちらの様式を正と考えてよろしいでしょうか。	様式集が正しいため、募集要項を修正します。
23	様式集 (Word)	0	参加資格確認申請時提出書類一覧	「委任状（代理人への委任状）」については任意様式となっておりますが、「代理人」の指定は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	様式集 (Word)	0	配置技術者調査及び業務実績調査	「配置予定技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を提出すること。」とありますが、「監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法について（令和6年12月2日付け国不建技第120号）」に示されている監理技術者資格者、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料で代替できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※参加資格確認に係る事項以外の質問については、令和8年7月10日までに回答を公表する。